

ペットは家族の一員です

飼い主はマナーを守りましょう



最近、動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺の住民に迷惑を掛けないよう、責任を持って飼いましょう。

帰りましょう。

また、飼い犬が人をかんだとき(こう傷事故)は、飼い主が保健所に届け出なければなりません。

猫は室内で飼う

ふん尿害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

危険な動物の飼育は許可が必要

猿・蛇・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように、施設の管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

捨て犬・捨て猫は禁止

動物を捨てると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により1

0万円以下の罰金に処されます。捨て犬・捨て猫は保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。どうしても犬や猫を飼えなくなったときは、まず次の飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てずに、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所、県動物愛護センターなどへ相談してください。

相談・手続きの窓口

- 犬の登録に関する手続き…市環境衛生課(☎20・1531)
- こう傷事故の届け出…印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所(☎26・7231)
- 犬猫の飼い主探しの相談・しつけ教室…県動物愛護センター(☎93・5711)・印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所

○ペットに関する各種相談…千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)・印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。



飼い主は責任ある飼い方を

犬の登録と狂犬病予防注射

登録(一生に1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。

転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物への被害の原因となりますので、放し飼いは絶対にしないでください。

犬の散歩は引き綱を付けて

犬を散歩させるときは短い引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行いましょう。

排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主の責任で必ず持ち